

森林計画資料の種類				交付対象者	承認区分			備考
No	名称	内容	データ形式		交付	貸与	閲覧	
1	森林簿	地域森林計画の対象とする森林について、林小班ごとに林況等を取りまとめたもの。林齢等の情報は、地域森林計画の樹立又は変更時に更新される。	CSVファイル	森林所有者	○	-	-	貸与は、第7の規定による。 【配備機関】 森林整備課
				行政機関				
				林業事業体		○		
				その他の者		-		
2	森林簿	地域森林計画の対象とする森林について、林小班ごとに林況等を取りまとめたもの。林齢等の情報は、地域森林計画の樹立又は変更時に更新される。	エクセルファイル	森林所有者	○	-	-	貸与は、第7の規定による。 【配備機関】 森林整備課
				行政機関				
				林業事業体		○		
				その他の者		-		
3	森林現況表	森林簿の情報のほか、林道からの距離区分等を取りまとめたものであり、林齢等の情報は年度毎に更新される（A4版）。	CSVファイル エクセルファイル	森林所有者	○	-	-	貸与は、第7の規定による。 【配備機関】 交付：森林整備課、広域振興局等、市町村 貸与：森林整備課、広域振興局等
				行政機関				
				林業事業体		○		
				その他の者		-		
4	森林資源構成表	林種、樹種別の齢級ごとに面積、材積、成長量を取りまとめたもの（A4版）。	エクセルファイル	森林所有者	○	-	-	【配備機関】 森林整備課、広域振興局等、市町村
				行政機関				
				林業事業体				
				その他の者				
5	森林位置図	国土地理院発行の地形図に、地域森林計画及び国有林森林計画の対象とする森林の区域、制限林等を示した縮尺5万分の1の図面（A0判）。	PDFファイル	森林所有者	○	-	○	交付は、国土地理院発行の承認番号等を必ず明示する。 【配備機関】 森林整備課、広域振興局等、市町村
				行政機関				
				林業事業体				
				その他の者				
6	森林計画図	地域森林計画の対象とする森林の区域を示した縮尺5千分の1の図面（A0判）。	PDFファイル	森林所有者	○	-	○	【配備機関】 森林整備課、広域振興局等、市町村
				行政機関				
				林業事業体				
				その他の者				
7	森林資源管理図	森林計画図について、縮尺の変更、樹種等の凡例及び衛星画像の表示が可能な図面（A3判）。	PDFファイル シェープファイル	森林所有者	○	-	-	衛星画像の交付は、位置情報を含まないPDFファイルに限る。 貸与は、第7の規定による。 【配備機関】 交付：森林整備課、広域振興局等、市町村 貸与：森林整備課、広域振興局等
				行政機関				
				林業事業体		○		
				その他の者		-		
8	森林地形図	空中写真の図化成果を用いて作成した縮尺5千分の1の図面（A0判）。	PDFファイル シェープファイル	森林所有者	○	-	-	交付（複製・使用）は、第9の規定による。 【配備機関】 森林整備課
				行政機関				
				林業事業体				
				その他の者				
9	森林資源データ	編成・解析システムで管理する森林簿及び森林計画図のGISデータ。	シェープファイル （d-BASEファイル含む）	森林所有者	-	-	-	貸与は、第10の規定による。 【配備機関】 森林整備課
				行政機関		○		
				林業事業体				
				その他の者		-		

※1 No1～3、9の森林計画資料は、第5の規定に基づき個人情報を適正に取り扱うこと。

※2 No2～7の森林計画資料は、申請者が紙での交付を希望する場合、複写したもの（A3判までの大きさに限る）を交付すること。

※3 資料交付の費用（森林整備課及び広域振興局等の場合。市町村での交付にかかる費用は別途市町村の定めによる）

白黒印刷 ：1枚につき10円（両面に複写した場合にあっては、20円）。

カラー印刷 ：1枚につき40円（両面に複写した場合にあっては、80円）。

CD-R ：1枚につき80円。

※4 複製とは、森林計画資料のコピーやスキャン等を行うこと。

使用とは、森林計画資料を使用して新たな地図等を作成すること。

別紙 2

第 7 関係 審査基準

個人情報の適正な取扱いを確保したうえで確実に森林経営計画作成につなげるよう、提供先となる林業事業体の選定における審査基準を下記のとおり定める。

記

1 森林経営計画を作成するための資料とすること【利用目的】

申請の範囲については、一つの森林経営計画を作成するために必要と認められる範囲であること。なお、林班又は連たんする複数林班であり、かつ一体として整備することを相当とする森林の範囲であることを確認すること。

2 森林施業の集約化に取り組む能力を有すること【事業実施能力】

県の施策推進上において既に事業体の情報を有しており、信頼のおける事業体であること、また、実際に森林経営計画を作成して実行する能力があることを確認するため、以下のいずれかの要件を満たすこと。

- (1) 意欲と能力のある林業経営体であること。
- (2) 認定事業主であること（「林業労働力の確保の促進に関する法律」による）

なお、上記以外の者から申請があった場合には、農林水産部長等が、上記内容を考慮しながら個別に判断することとする。

3 適正に個人情報を管理できること【管理能力】

個人情報保護規程を作成していること。

【個人情報保護審議会答申より抜粋】

1 提供先の選定等

個人情報の提供先となる林業事業体（以下「提供先」という。）の選定を行うに当たっては、実施機関において、別紙適用除外事項の趣旨を踏まえて具体的な条件又は基準を定めるものとし、実施機関が個人情報を提供することができるのは、林業事業体が当該条件又は基準を満たす場合に限るものとする。

なお、実施機関は、当該条件又は基準を定めるに当たっては、個人情報を適切に取り扱うことができると認められる者のみが提供先となるようこれを定めること。